

在宅医療・地域包括ケアシステムの推進に関する提言

全国保健所長会 地域保健の充実強化に関する委員会

平成 27 年 2 月 23 日

平成 26 年 6 月 25 日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が公布され、同年 9 月 12 日、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」が告示されました。在宅医療・地域包括ケアシステムの推進は、「介護保険事業（支援）計画」や「地域医療構想（地域医療ビジョン）」でも重点課題となっており、消費税増収分を用いた「地域医療介護総合確保基金」も活用されます。また、難病法の制定によって、難病対策地域協議会による患者支援ネットワーク等が法定化されました。

平成 18 年度に全国保健所長会「医療制度改革における緊急アピール」において、「医療と福祉の連携推進」「地域包括ケアシステムの整備」等を打ち出していたように、在宅医療・地域包括ケアシステムは保健所にとって全く新しいテーマではなく、これまで、全国各地の保健所では、医療計画を通じた在宅医療の推進をはじめ、難病対策、地域リハビリテーション対策、がん緩和ケア対策、認知症対策、介護予防対策など、様々な取り組みが展開されてきました。しかしながら、地域の実情に応じて、それぞれの保健所が置かれた立場は異なり、地域保健総合推進事業による保健所アンケートでは、在宅医療・地域包括ケアシステムの推進にかかる取り組み格差が小さくない状況にあります。

こうした中で、全国保健所長会地域保健の充実強化に関する委員会では平成 26 年 3 月、「在宅医療・地域包括ケアシステムの推進に関する見解（平成 25 年度報告）」をとりまとめ、全国保健所長会研修会や各ブロック保健所連携推進会議等において、在宅医療・地域包括ケアシステムをテーマとして、研修・協議が重ねられてきました。

平成 24 年 7 月 31 日の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」では、保健所の運営について、「地域において保健、医療、福祉に関するサービスが包括的に提供されるよう市町村や関係機関等と重層的な連携体制を構築すること」による健康なまちづくりの推進が要請され、また、平成 26 年 9 月 12 日の総合確保方針では、「保健所の活用等により、市町村の後方支援等を積極的に行うことが重要である。」とされました。保健所には、医事・薬事、難病・精神関連業務や各種専門職の配置等、一般の市町村にはない特性があることを踏まえ、各保健所は、市町村・医師会をはじめ、地域における関係機関・団体との連携・協働で、在宅医療・地域包括ケアシステムの推進に取り組む必要があります。

今後、管内市町村の関連計画（介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、障害福祉計画等）の推進に関与するとともに、本庁における部局横断的な推進組織に保健所（代表者等）が参画し、各都道府県の保健所長会においても別添の地域保健総合推進事業研究班報告等を参考に具体的に協議いただき、地域の実情に応じて計画的に取り組んでいただくことを期待します。